

平成 23 年 第 3 回

三重県議会定例会会議録

(11 月 28 日)
(第 9 号)

第 9 号
11 月 28 日

平成23年第3回

三重県議会定例会会議録

第9号

平成23年11月28日（月曜日）

議事日程（第9号）

平成23年11月28日（月）午前10時開議

- 第1 議案第28号から議案第76号まで
〔質疑、委員会付託〕

会議に付した事件

- 日程第1 議案第28号から議案第76号まで

会議に出欠席の議員氏名

出席議員	51名		
1	番	下野	幸助
2	番	田中	智也
3	番	藤根	正典
4	番	小島	智子
5	番	彦坂	公之
6	番	栗野	仁博
7	番	石田	成生
8	番	大久保	孝栄
9	番	東	豊
10	番	中西	勇
11	番	濱井	初男

12	番	吉川	新
13	番	長田	隆尚
14	番	津村	衛
15	番	森野	真治
16	番	水谷	正美
17	番	杉本	熊野
18	番	中村	欣一郎
19	番	小野	欽市
20	番	小林	聡
21	番	小林	正人
22	番	奥野	英介
23	番	中川	康洋
24	番	今井	智広
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
27	番	辻	三千宣
28	番	笹井	健司
29	番	稲垣	昭義
30	番	北川	裕之
31	番	館	直人
32	番	服部	富男
33	番	津田	健児
34	番	中嶋	年規
35	番	竹上	真人
36	番	青木	真謙
37	番	中森	文博
38	番	前野	和美
39	番	水谷	隆

40	番	日 沖	正 信
41	番	前 田	剛 志
43	番	舟 橋	裕 幸
44	番	三 谷	哲 央
45	番	中 村	進 一
46	番	岩 田	隆 嘉
47	番	貝 増	吉 郎
48	番	山 本	勝
49	番	永 田	正 巳
50	番	山 本	教 和
51	番	西 場	信 行
52	番	中 川	正 美
(42	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林	敏 一
書記（事務局次長）	神 戸	保 幸
書記（議事課長）	原 田	孝 夫
書記（企画法務課長）	野 口	幸 彦
書記（議事課副課長）	山 本	秀 典
書記（議事課主査）	坂 井	哲
書記（議事課主査）	竹之内	伸 幸

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木	英 敬
副 知 事	安 田	敏 春
副 知 事	江 畑	賢 治
政 策 部 長	小 林	清 人

総務部長	植田 隆
防災危機管理部長	大林 清
生活・文化部長	北岡 寛之
健康福祉部長	山口 和夫
環境森林部長	辰己 清和
農水商工部長	渡邊 信一郎
県土整備部長	北川 貴志
政策部理事	梶田 郁郎
政策部東紀州対策局長	小林 潔
政策部理事	藤本 和弘
健康福祉部理事	稲垣 清文
健康福祉部こども局長	太田 栄子
環境森林部理事	岡本 道和
農水商工部理事	山川 進
農水商工部観光局長	長野 守
県土整備部理事	廣田 実
企業庁長	東地 隆司
病院事業庁長	南 清
会計管理者兼出納局長	山本 浩和
教育委員会委員長	丹保 健一
教 育 長	真伏 秀樹
公安委員会委員	田中 彩子
警察本部長	斉藤 実
代表監査委員	植田 十志夫
監査委員事務局長	長谷川 智雄

人事委員会委員長

飯 田 俊 司

人事委員会事務局長

堀 木 稔 生

選挙管理委員会委員

沓 掛 和 男

労働委員会事務局長

小 林 正 夫

午前10時0分開議

開 議

議長（山本教和） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

議長（山本教和） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

今期定例会に提出されました議案第43号、議案第46号、議案第47号、議案第49号、議案第56号及び議案第58号について、地方公務員法第5条の規定により人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付の文書のとおり意見が提出されましたので、ごらんおき願います。

次に、11月22日までに受理いたしました請願7件は、お手元に配付の文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしますので、御了承願います。

なお、陳情の受け付け状況は、お手元に配付の一覧表のとおりであります。
以上で報告を終わります。

人委第 193 号

平成23年11月25日

三重県議会議長 様

三重県人事委員会委員長

地方公務員法第5条の規定による条例に対する意見について

平成23年11月22日付け三議第148号でお尋ねのありました下記の議案に対する本委員会の意見は別紙のとおりです。

記

- 議案第43号 三重県職員の退職手当の額の特例に関する条例案
- 議案第46号 地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立に伴う関係条例の整備に関する条例案第1条から第4条、第7条から第10条、第12条及び第13条
- 議案第47号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 議案第49号 三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案
- 議案第56号 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 議案第58号 公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案

別紙 1

三重県職員の退職手当の額の特例に関する条例案に対する人事委員会の意見

三重県職員の退職手当の額の特例に関する条例案は、県立志摩病院への指定管理者制度導入に伴い、指定管理者に雇用されるために退職する職員の退職手当の額を特例的に措置するものであり、やむを得ないものと考えます。

別 紙 2

地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立に伴う関係条例の整備に関する条例案第1条から第4条、第7条から第10条、第12条及び第13条に対する人事委員会の意見

地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立に伴う関係条例の整備に関する条例案第1条から第4条、第7条から第10条、第12条及び第13条は、地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立に伴い、関係条例の規定を特定地方独立行政法人の職員にも適用できるよう整備するほか、所要の改正を行うものであり、適当と認めます。

別 紙 3

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案は、本委員会が本年11月1日に行った職員の給与に関する勧告に基づき、職員の給与について所要の改定を行うものであり、適当と認めます。

別 紙 4

三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案及び公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見

三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案及び公立学校職員の

退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案は、地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立及び国家公務員等退職手当法施行令の一部改正にかんがみ、所要の規定を整備するものであり、適当と認めます。

別 紙 5

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案は、本委員会が本年11月1日に行った職員の給与に関する勧告に基づき公立学校職員の給与について所要の改定を行うほか、へき地教育振興法の一部改正に伴いへき地学校の指定基準の制定等を行うものであり、適当と認めます。

請 願 文 書 表

(新 規 (11月) 分)

生活文化環境森林常任委員会関係

受理番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された定例会
請 11	<p>(件 名) 私学助成の充実を求めることについて</p> <p>(要 旨)</p> <p>1 私公間の教育費の保護者負担格差を解消するため、私学助成に係る国庫補助制度を堅持するとともに助成額を大幅に増額し、私立小・中・高等学校の経常費二分の一助成を早期に実現していただきたい。</p> <p>また、小・中学校においても国の補助に加え、県費の上乗せをしていただきたい。</p> <p>2 保護者負担の軽減のため、就学支援金の実施に伴う高校授業料等減免補助の対象を拡大するとともに、補助額を増額していただきたい。</p>	<p>三重県津市上浜町 1 丁目293番地の 4 三重県私立高等学校・中学校・小学校保護者会連合会 会長 篠田 正道 ほか20名</p> <p>(紹介議員) 稲 垣 昭 義 大久保 孝 栄 服 部 富 男 中 森 博 文 中 村 欣一郎 今 井 智 広</p>	23年 3 回

	<p>(理 由)</p> <p>私どもは、私学各校それぞれの建学の精神に基づく特色ある教育に魅かれ、私学に子どもを学ばせている。</p> <p>しかしながら、私学に子どもを学ばせている保護者にとって、公私間の教育費負担の格差は極めて大きく、とりわけ入学時納付金の格差が大きく、高額であり、私学に学ばせることを望む保護者にとって高い障壁になっている深刻な問題である。</p> <p>また、昨年度から高校授業料就学支援金が支給されているが、県費による上乗せ補助及び入学金補助の対象は低所得者世帯に限定されている。</p> <p>将来を担う子どもたちの教育にとって、多様な教育方針の中から自由に選択することができるような教育環境を、今後、ますます整えて欲しいものと切に願っている。</p> <p>そのような中、平成18年に教育基本法が改正され、また同法に基づく教育振興基本計画には「私学助成その他の総合的な支援」と「学校法人に対する経営支援」が明記されたところであり、これらのことをご理解いただき、私ども保護者が子どもを安心して私学に学ばせることができるよう特段の御理解と御高配をお願い申し上げます。</p> <p>以上、請願の趣旨について、貴議会において採択いただき、私学助成の充実を求める意見書を国会及び政府に対し提出していただきたく、ここに請願する。</p>	<p>中 西 勇</p>	
<p>請 12</p>	<p>(件 名)</p> <p>県産材の利用拡大に向けた支援制度の創設を求めることについて</p> <p>(要 旨)</p> <p>三重県の森林の約6割を占める人工林のうち、その半数はおおむね50年生以上の木材として利用可能な時期を迎えつつある。このため、県の森林・林業の再生を図るためには、木材の供給体制を整備するだけでなく、県産材の需要喚起策、いわゆる出口対策に重点を置いた施策を講じることが必要である。中でも、スギノアカネトラカミキリの食害を受けた木材のうち、被害が軽微で「三重の木」と同等の品質を備えた「あかね材」の利用を進めることは、「あかね材」が過度に利用価値の低い材として森林内に放置されることを</p>	<p>津市桜橋 1 丁目 104 番地 林業会館 2 階 社団法人三重県森林協会 会長 尾上 武義 ほか 2 名</p> <p>(紹介議員) 今 井 智 広 大久保 孝 栄 服 部 富 男 中 森 博 文 中 村 欣 一郎 中 西 勇</p>	<p>23年 3 回</p>

	<p>防ぐことにつながり、自然素材である木材の有効利用の観点からも重要なことである。</p> <p>このため、品質・性能の確かな県産材である「三重の木」及び「あかね材」の住宅及び公共建築物への利用拡大に向けた支援制度の創設を求め、請願する。</p> <p>(理由)</p> <p>住宅分野における「三重の木」及び「あかね材」の利用拡大に向けては、両木材製品の主要な需用者である地域の工務店等のニーズに対応した木材の供給体制を整備するとともに、消費者が乾燥度合いなど木材の品質や産地の情報を知った上で、安心して納得のいく住宅を取得できるようにしていくことが必要である。</p> <p>このため、製材工場と地域の工務店等が連携して行う両木材製品の利用促進の取組に対する支援措置として、建築主に対する木造住宅補助制度を創設していただくよう要望する。</p> <p>また、県は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の施行を受け、昨年12月に「みえ公共建築物等木材利用方針」を策定し、その中で県が整備する公共建築物における木造化・木質化の実施に当たっては、「三重の木」や「あかね材」を優先して使用することを定めた。</p> <p>については、同方針の実効性を高めるため、県が整備する低層の公共建築物の木造化はもとより、木造・非木造にかかわらず、内装の木質化の実施に当たっては両木材製品を優先使用していただくとともに、特に「あかね材」については、その品質・性能等を十分ご理解いただき、公共建築物においてモデル的に使用していただくことを要望する。</p>		
--	--	--	--

健康福祉病院常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会
請 13	<p>(件名) 受診時定額負担の導入に反対する意見書の提出を求めることについて</p> <p>(要旨) 今、政府は高額療養費制度を見直すにあたり、</p>	<p>(提出者) 津市桜橋2丁目191番4 みえ・医療と健康を守る会 会長 加藤 正彦</p>	23年3回

<p>その財源を賄うため、「受診時定額負担」を導入しようとしている。これは、患者が医療機関を受診するたび、老若、回数に関係なく患者負担金とは別に毎回100円の徴収を求められる制度となるものである。</p> <p>こうした制度の導入は、所得によって、受けることができる医療に格差をもたらすことになり、また、国民に3割を超える負担を強いものである、国民皆保険制度の崩壊につながるものである。</p> <p>よって、「みえ・医療と健康を守る会」の総意として決議した次の事項について、国に対し意見書を提出されたく請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 「受診時定額負担」の導入を行わないこと 2 誰もが安心して等しく医療を受けられる国民皆保険制度を堅持すること</p> <p>(理 由)</p> <p>わが国は、いつでも、どこでも、誰でも同じ医療を受けることができる国民皆保険を守ってきた。その結果、日本人の健康長寿は世界的にも高く評価されるところとなっている。しかしながら、今回の「受診時定額負担」は、効率化の名の下に国民負担を増強するものである。</p> <p>すでにわが国の患者一部負担割合は先進諸国の中でも高い水準にあり、しかも、健康保険法において「医療の給付に係る給付の割合については、将来にわたり百分の七十を維持する」とされているにも関わらず、患者にこれ以上の負担を強いることはこの法律に抵触するのみならず、多くの患者の受診抑制へとつながり、症状の重篤化など健康被害を招くに至ることも強く懸念されるところである。</p> <p>医療保険制度の基本理念は、国民の相互扶助により公平な負担による平等な受益を実現していくことであり、本来その財源は、公費や保険料で担保すべきものである。</p> <p>こうしたことから、われわれ、「みえ・医療と健康を守る会」は、「受診時定額負担」の導入に反対し、誰もが安心して等しく医療を受けられる国民皆保険制度がこれからも堅持されるよう、三重県議会から地方自治法第99条に基づき意見書を提出されたく請願する。</p>	<p>(紹介議員)</p> <p>稲垣昭義 中森博文 服部富男 中川康洋 中西勇</p>	
--	--	--

請 14	<p>(件名) 動物愛護管理センターの設置及び大災害時のペット保護施設の拠点の整備・充実について</p> <p>(要旨) 他の自治体に比べ遅れを取っている実情をご賢察の上、下記の事項について対応頂こうう請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 現在、津市森町にある財団法人三重県小動物施設管理公社を、動物愛護管理センターとして新規設計建設。</p> <p>2 動物愛護管理センターは、大災害時において、保護救護センターつまりペット保護の拠点として機能するよう、収容設備を充実し、十分な診断治療が可能な器具機材を備える。</p> <p>3 大災害時の仮設住宅設置時、ペット同伴可能な仮設住宅を造るよう、災害マニュアルの中に盛り込む。</p> <p>(理由) 三重県において、愛玩動物（以下ペット）が、室内飼育されるようになって30数年経過する。当初、ペットの飼育場所は、室外が90%だった事に対し、近年10年に至っては、室内飼育が80%近くになっている。室内で飼育されるようになり、ペットは家族として扱われ、ヒトのペットに対する精神的な結びつきが異常なまでに強くなっている。</p> <p>このようにヒトとペットの関係が心の絆として一般化する事に対応し、環境省は平成18年から動物の愛護及び管理に関する法律を改正し、ヒトとペットが共生できるよう法整備が図られた。しかしながら飼い主が飼育を放棄したペット、捨てられた仔犬や仔猫は、命あるものとしての満足される扱いを受けられず、いまだに多くの命が殺処分されていることが現状である。</p> <p>動物愛護管理法の施行と一般市民からの要望により、各都道府県では、動物愛護管理センターを設立し、収容されたペットのQOL（Quality Of Life生活の質）の向上に努めている。ただし、残念ながら三重県においては、いまだに愛護管理センターがなく、30年以上経つ古い収容施設と安楽死の設備しかない。動物愛護後進県とならないために早急な動物愛護管理センター</p>	<p>(提出者) 三重県津市丸之内24番16号 タカノビル4階 公益社団法人三重県獣医師会 会長 三野 營治郎</p> <p>(紹介議員) 稲垣 昭義 大久保 孝栄 服部 富男 中森 博文 小林 正人 中村 欣一郎 中川 康洋 中西 勇</p>	23年3回
---------	--	--	-------

	<p>の建設が必須となっている。</p> <p>また、新潟中越地震、東日本大震災においては、飼い主不明のペットが多数発生し、このペット達を収容する施設（保護センター）が必要となった。ペットを伴って避難された方々は、避難所にペットを持ち込むことは当然のことながらできない。ペットと離れて生きることには耐えられない方々は、自分の車やテントを使ってその場を凌いだり、エコノミー症候群に倒れられ亡くなれるという事態も発生した。その後、仮設住宅が設置されても、ペットの同伴は許可されず、やむなく保護センターに預けられる方が大半であった。現在、三重県と公益社団法人三重県獣医師会の間では、大災害時に備え協定締結に向けて進行中であるが、大災害時には、ペット達の保護センターまたはシェルターとして、治療設備の充実した保護救護センターがどうしても必要となる。この肝心な保護救護センターは、協議の結果、新規動物愛護管理センターに併設兼用することが最良の方法であろうと結論が出ている。</p>		
<p>請 15</p>	<p>（件名） 医療的ケア（「痰の吸引」と「経管栄養」）が必要な障がい者に対する施設及び在宅介護体制の充実について</p> <p>（要旨） 医療的ケアが必要な障がい者に対する在宅及び障がい者施設における介護体制の充実を求めて、下記の事項を請願する。</p> <p>記 在宅や障がい者施設において、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員の養成に必要な研修事業を実施し、県内各地域の研修体制を整備すること。</p> <p>（理由） 私たちは、人生半ばで交通事故や脳卒中など、事故や病気が原因で遷延性意識障害と診断された障がい者（患者）と家族の会である。 不慮の事故や病気の後、救命救急医療で幸いにも一命をとりとめたものの、意識障がい数週間遷延すると病院から転院を促される。しかしながら、現状の保険医療点数の下では重度の障がい者には、転院先も皆無に近いため、在宅</p>	<p>（提出者） 三重県津市一志町高野 160 - 349 東海地区遷延性意識障害者と家族の会 三重県代表 中尾 瑛</p> <p>（紹介議員） 稲垣 昭 義 大久保 孝 栄 中 森 博 文 服 部 富 男 中 村 欣一郎 杉 本 熊 野 中 川 康 洋 中 西 勇</p>	<p>23年3回</p>

	<p>介護を余儀なくされる患者が多いのは事実である。</p> <p>その一方で、遷延性意識障がい者には、たんの吸引、経管栄養、呼吸器管理、導尿など医療的ケアが必要とされるにも関わらず、医療的ケアがあることを理由に、福祉の支援策は入浴サービス程度で、家族は24時間365日気の抜けない介護をしており、睡眠不足と疲労のために困難を極め、その生活は限界に近くなることも度々である。</p> <p>介護者のレスパイトのみならず、冠婚葬祭、入院・通院などの為に、デイサービスやショートステイを利用したいと希望しても、看護師が常駐していない施設では、受け入れてくれない。また看護師がいても、以下の理由により受け入れを拒否されるのが現状である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケアに必要な設備がなく体制が整っていない ・ 看護師は、ほとんどの施設で日中勤務であり、夜間には配置されていない ・ 人員が少ないため医療的ケアができない（例えば当該障がい者に対する医療的ケアの回数が多く時間がかかる場合は、他の障がい者への対応ができない） <p>私たちの家族会は、ケアの手技の研修を受けた介護職員にも医療的ケアが行えるよう、数年前から国に対して要望し、今般の法改正によって、介護職員が「たんの吸引」と「経管栄養」をすることができるようになり、都道府県知事が、研修を受けた介護職員に対して、その行為をする資格を認定することになったため、これを機に請願する。</p>		
<p>請 16</p>	<p>(件名) 「子ども・子育て新システム」の見直しを求める意見書の提出を求めることについて</p> <p>(要旨) 「子ども・子育て新システム」に基づく法律が成立すると公的保育が後退し、保育の質が低下し、社会的に弱い立場にある子どもたちに大きなしわ寄せがいく恐れがある。三重県議会におかれては、政府に対して「子ども・子育て新システム」は一旦見直し、営利追求ではなく児童福祉を基盤に据えた新たな保育制度の構築に</p>	<p>(提出者) 津市桜橋2丁目131 三重県社会福祉会館2階 三重県保育協議会 会長 森本 敏子 ほか46,568名</p> <p>(紹介議員) 大久保 孝 栄 服 部 富 男 中 森 博 文</p>	<p>23年3回</p>

	<p>向けて取り組むことを求める意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p> <p>(理由)</p> <p>一億総中流と言われた時代ははるか遠くなり、現代は格差社会と呼ばれ貧困化が進んでいる。全国就業者6,800万人のうち3人に1人が年収200万円以下であり、母子家庭の貧困率は66%に及ぶ(厚生労働省調査)。社会の中に生じている様々な「ひずみ」が子どもたちの生活や家庭の中に入り込んでいる今日、子どもたちや家庭をサポートする保育園の現場には、まさに手問ひまをかけた福祉の心が必要であり、公と民が責任ある連携を保ちながら協働していくことが求められている。</p> <p>そのような中、政府は、「子ども・子育て新システム」に基づく法案の提出準備を進めている。この法案が成立すると、国や市町村の公的責任が大幅に後退し、直接契約、直接補助方式による営利目的の企業参加が拡大する。これによって保育は福祉でなくビジネスとなり、子どもたちを守る最後のセーフティーネットが崩壊してしまう。</p> <p>政府は、企業参加によって待機児童を解消すると説明しているが、待機児童が深刻なのは一部の大都市だけでなく、三重県のような園児減少に悩む過疎地を抱える地域においては当てはまらない。一部の大都市のためだけに、なぜ全国一律に制度を変えてしまう必要があるのか理解できない。</p>	<p>中 村 欣一郎 小 林 正 人 中 西 勇</p>	
--	--	--------------------------------------	--

教育警察常任委員会関係

受理番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された定例会
請 17	<p>(件名) 三重県の児童・生徒の「全国学力テスト」全員参加を求めることについて</p> <p>(要旨) 三重県の児童・生徒の学力が、今以上に向上することを願う私は、知事と県議会議長に、以下の2点を強く要望する。</p>	<p>(提出者) 三重県津市鳥居町210-2 日本会議三重 会長 佐野 方比古 ほか3,229名</p>	23年3回

	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 三重県の「全国学力テスト」全員参加方式のための県負担財源を確保すること。</p> <p>2 三重県の「全国学力テスト」の結果は、県及び市町単位で充分、分析し、活用すること。</p> <p>(理由)</p> <p>平成19年、43年ぶりに実施された「全国学力テスト」は、同21年までは全員方式で実施され、わが国のすべての児童・生徒の学力を把握し、その向上を図る上で、客観性に富む有効な資料となってきた。しかし、平成22年度からは、何の合理的な説明もないまま三割抽出方式に改められ、これに対して、各自治体では、自治体独自の財源で、全員参加方式を維持しようとする動きも広がっている。</p> <p>特に三重県は、過去4回の結果を見る限り、全国的に見て「最下レベル」であることは明らかであり、この状況を打開するためにも、全員参加方式を復活させ、その低迷の原因を分析し、改善に向けた施策を、早急を実施する責務がある。</p>	<p>(紹介議員)</p> <p>大久保 孝 栄 服部 富男 中森 博文 中西 勇</p>	
--	---	---	--

質 疑

議長（山本教和） 日程第1、議案第28号から議案第76号までを一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

44番 三谷哲央議員。

〔44番 三谷哲央議員登壇・拍手〕

44番（三谷哲央） 新政みえの三谷哲央でございます。

議案第42号平成23年度三重県病院事業会計補正予算（第2号）並びに議案第28号平成23年度三重県一般会計補正予算（第9号）、これに関します病院事業会計への貸し付けについて、お伺いをさせていただきたいと思います。

さきの議案聴取会での病院事業庁長、南さんの御説明によりますと、現在、各県立病院間で行っている資本剰余金の貸し借りについては、総合医療セン

ターを地方独立行政法人化するに当たり、解消する必要があると。それで、本来は資本剰余金そのものを返済することにより貸借関係を解消するべきであるが、資本剰余金を借り入れしている病院には返済するために十分な資本剰余金がないことから、今回、資本剰余金を借り入れしている病院については特別損失を計上して資本剰余金を返済したものと、資本剰余金を貸し付けている病院については特別利益を計上して資本剰余金を回収したものとする経理処理を行うものとする。こういうふうに説明をいただいて、その上で、今回、総合医療センターを地方独立行政法人化するに当たり、この貸付金の解消と残る3病院の資金不足に対する手当てとして一般会計から病院事業会計へ44億5875万9000円の貸し付けを受けることにより、総合医療センターからの貸し付けを一般会計からの貸し付けとする処理を行うものであると、このような御説明をいただいたわけでありませう。

小難しいことがいろいろ書かれていますけど、要は、鈴木家という家の中で、総合医療センターという長男坊が少し稼ぎがよかったと。あとの残りの3人の兄弟が余り稼ぎがよくなかったので、今まで長男が全部金を貸していた。ところが、今回、その長男が独立するに当たって、今までの借金を一回清算せえという話になって、じゃ、いざ返そうとすると、金がないので返せない。だから、親が出てきて、これを貸してやるからこれを使えというふうな処理を行ったということに間違いありませんか。

南庁長、どうですか。

病院事業庁長（南 清） 貸し借りについては、そういうことで間違いはないと思います。

以上です。

〔44番 三谷哲央議員登壇〕

44番（三谷哲央） この44億5875万9000円、これ、何年間ぐらいでこの金額に積み上がってきたわけですか。突然、単年度で出てきたわけじゃないでしょう。今まで少しずつ金を借りておったやつがこれだけ積み上がってきたと思うんですが、どれぐらいでこういうお金になったんですか。

病院事業庁長（南 清） 平成15年までは資金は4病院一括で運営をしてきたわけですが、平成15年度におきましてこれまでの累積欠損金を資本剰余金で消し込むということをやりましたので、その際に各病院の資金の振り分けをして貸し借りをつくったということで、平成16年度以降、病院間の貸借ということで、添付書類に記載をして説明をさせていただいてきているところでございます。

以上です。

〔44番 三谷哲央議員登壇〕

44番（三谷哲央） じゃ、平成16年から44億5875万9000円あったということですか。

病院事業庁長（南 清） それ以後貸し借りがあって、積み上がってきたのが今現在で44億円ということでございますけれども。

〔44番 三谷哲央議員登壇〕

44番（三谷哲央） それをお伺いしているわけです。

つまり、少しずつ当初の金額より増えてきて、現在44億5875万9000円になったということですね。これは一つ、非常に大事な点なんです。

もう一つお伺いしますが、これ、貸付金ですから、病院事業庁としては、当然、これ、返すんですよね。その点。

病院事業庁長（南 清） 平成16年度以降、平成22年度まであるわけですが、ここでの医療センターにつきましては平成17年度から順次少しずつ返済をしてきておりますし、それから、一志病院につきましては、借りが平成16年から平成20年まで続いておりまして、平成21、22年で返済をさせていただいております。

以上です。

〔44番 三谷哲央議員登壇〕

44番（三谷哲央） では、今回の44億5875万9000円、お借りになって、これを何年度までに、どのようにその借金を返す、その返済計画を教えてくださいませんか。

病院事業庁長（南 清） 御案内のとおり、なかなか病院の経営事情で、一志病院、こころの医療センター、志摩病院につきましてもそういう資金をすぐに返済するような余裕は生まれてまいりませんけれども、これまで平成16年度からそれぞれの病院が返済をしてきましたように、資金収支で黒字が出て、余裕があれば返させていたきたいと、かように考えております。

以上です。

〔44番 三谷哲央議員登壇〕

44番（三谷哲央） 余裕があれば返すというのは、そんなもの、社会常識では全然通用しない話なんです。普通、金を借りるときは、こうこういつまでに、こういう返済計画を持っていますからお金を貸してくださいというのが普通の常識なんです。

健康福祉部長、そういう返済の計画もないところに、なぜこんなにお金を貸したんですか。

健康福祉部理事（稲垣清文） 先ほどの議員のお話にもありましたように、今回は残る3病院の資金収支の状況から何らかの資金手当てをしなければこの部分の解消がならないわけでございますけれども、資金手当ての方法としましては2種類ありまして、一般会計からの繰り入れと、それから、一般会計からの貸し付けということでございますけれども、私どもとしましては、一般会計の負担をなるべく少なくということで、借り入れのほうを選択させていただいたということでございます。

返済につきましては、先ほど病院事業庁長のほうからもお答えしましたけれども、現在、一志病院、またはこころの医療センター、黒字基調になっておりまして、そういった部分につきましては、資金事情に応じて、病院事業庁のほうで返済の御努力をいただけるものというふうに理解しております。

〔44番 三谷哲央議員登壇〕

44番（三谷哲央） 返済の御努力をいただけるものという期待感でお金を貸しておられるということなんです。普通の民間なら、こんなことは考えられない話です。

ましてや、これが個人のお金で貸し借りをしているならそれは勝手な話ですけれども、いやしくもこれは公金ですよ。焦げつきの可能性もあるもの、また、返済計画のないもの、余裕があれば返します、その努力に期待をします、そういう言葉の中で、こういう44億5875万円余のお金というのは動かしてもいいと、稲垣理事、そういうふうにお考えなんですか。

健康福祉部理事（稲垣清文） 今回の資金手当ては、貸借を解消しないと45億円に上る資産がなくなってしまうので、そうなりますと、総合医療センターが地方独立行政法人に移行するに際しまして、必ず債務超過という形に陥ります。

そういった部分を回避するためには、苦渋の決断ではございますけれども、何らかの形で、先ほど議員が言われたように親元から資金手当てをして返済をしていただくというふうな形をとらざるを得ないという中で、少しでも返済の可能性のある貸し付けという方法をとらせていただいたということでございますので、よろしく御理解をお願いします。

〔44番 三谷哲央議員登壇〕

44番（三谷哲央） 金銭感覚というか、そういうものが少し社会の常識からかけ離れているのではないかと、そんな感じがします。今回、たまたま四日市の総合医療センターが地方独立行政法人化するのでこういう話がぐっと表に出てきましたけれども、恐らくこういう話がなければ今までどおり帳簿の中で先送り先送りですずっといって、いつになったらこれはきちんと返済されるかという見通しもないまま、我々の目にも触れることはなかったのではないかと、そんな感じがします。私も長い間県会議員をやらせてもらっていますけれども、こういうものの説明というのは今まで、議案聴取会とか、そういうときにもあったとはとても思えない。

つまり、これは、たまたま今回こういうものが表に出てきたからこういう議論になっている。病院事業庁長だって、あと二、三年おって、おらんようになつたら、この問題についての責任なんか絶対とらんでしょう。とらんでしょう。別に金を返さなくたって、別にあなたの責任が問われ

るわけではない。理事や部長だって、別にこの金を返してもらわなくて、焦げついておたって、あなた方の責任が問われることはない。そのころになると、あなた方はもういないわけでしょう。こういう感覚で公金が行ったり来たりしていること自体が、僕は非常に問題だと、こう思っております。

しかも、いきなり44億5000万円になったのではなしに、やっぱりこういう安易な金銭感覚の積み上げの中で金額が膨らんできているわけです。もっとシビアに、必ず、これは借りたら返さないといけないんだと、余り借りるものではないと、借りたら返すんだというようなきちとした財務上の原則が踏まえられてきておれば、恐らくここまで膨らんでこなかったかもしれない。安易に、同じ病院事業庁の中の金の、同じどんぶりの中の動きだからということで見過ごしてきているという、そういう嫌いは、病院事業庁長、ないんですか。

病院事業庁長（南 清） 病院事業会計といえますのは地方公営企業法上、経営する病院ごとではなくて、一つの会計として4病院の合算数値を記載した予算あるいは決算というのを提出するということになっていまして、1本になっているわけですがけれども、先ほど申しましたように平成15年度に累積欠損を資本剰余金で消すという作業をする中で、それぞれの病院間の責任分担を明らかにしていこうということで4病院のそれぞれのところを明確にしたということがございまして、そのことをずっとしてきておりまして、今回、総合医療センターが独立するに当たっては、やっぱり総合医療センターの資産は資産としてきちっと持っていき、残りは残りという整理をさせていただいたと。

今回、こういったことの説明ということでございますけれども、私は平成21年7月に病院事業庁長に就任をいたしましたけれども、第1回目の健康福祉病院常任委員会、第2回目の健康福祉病院常任委員会、10月と12月でございますけれども、そのときに議論の中で、4病院を一体で経営していくのそれぞれが個別にいくことのメリット、デメリットというお話がございまし

た。その中で、職員なり資金なりを4病院相互の中で融通させていくということが4病院一体経営の一番のメリットであるというお話はさせていただきました。

しかしながら、そのことが、当時私も病院事業庁長になったばかりで、深刻な課題というふうにとらえている嫌いはなかったということでございまして、詳しい説明まではさせていただいておりませんけれども、議事録を見ていただくとおわかりになると思いますけれども、そのことの認識は当時から持っておりましてということでございます。

以上です。

〔44番 三谷哲央議員登壇〕

44番（三谷哲央） そういうことならもう一遍議事録をきちっと見せてもらいますけれども、少なくとも私の記憶の中で、決算なり予算の中でこういうことがきちっと明確に説明を受けたという記憶はありません。

知事にお伺いしますけれども、やはりこういう金銭上のやりとり、つまり、同じ県庁の中だとか、同じ病院事業庁の中だとか、そういうことで安易にお金の貸し借りがあって、しかも、それが余り議会にも触れることなく、チェックもなく、しかも、だれも責任をとらない間に少しずつ膨らんでいく、こういう体質といいますか、職員の意識というか、こちら辺は僕は大きな問題があると思います。

やはり、これがすべてとは言いませんけれども、こういうことの積み上げの中で現在の1兆2000億円の県債残高の一つの原因にもつながってきているということも私は言えるのではないかと、こう思っておりますが、知事の御見解があればお聞かせいただきたいと思います。

知事（鈴木英敬） 今議員御指摘のとおり、安易な考えで積み上げがなされてきたということであれば、それは公金ということでよくありませんけれども、いろいろな法律の制約上や、あるいは議会でも御議論いただいた病院改革、それにのっかって、総合医療センターを債務超過でスタートさせてはならないと、いろんな思いがあつての今回のことでありますので、今後、こう

ということが安易な積み上げということで指摘されないように、いずれにしても公金の使い方ということについて、議会を含め、県民の皆様丁寧に説明していくということが大切であるというふうに思います。

〔44番 三谷哲央議員登壇〕

44番（三谷哲央） それでは、知事、病院事業庁のほうに返済計画の作成と
いうのを指示されるお気持ちはありますか。

知事（鈴木英敬） 先ほど病院事業庁長と、あと稲垣理事のほうから答弁させていただきましたけれども、近年黒字基調であるものの、どういうふうな段階で、最後、完済できるのかというめどを立てる現実性とか、そういうものを踏まえて少し議論をしてみたいと思います。

〔44番 三谷哲央議員登壇〕

44番（三谷哲央） ぜひ、少なくとも公金ですから、きちっと借りたものは返すという原則を踏まえた上での対応をお願いしまして、時間が参りましたので終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

議長（山本教和） 52番 中川正美議員。

〔52番 中川正美議員登壇・拍手〕

52番（中川正美） 自民みらいの中川正美です。

伊勢市で2日前、尾崎行雄の弔堂生誕祭がとり行われ、私も参加いたしました。

御承知のとおり尾崎弔堂は、明治23年の第1回総選挙で三重県選挙区から立候補して見事当選して以来、連続25期、63年にわたり衆議院議員を務め、憲政の神様、議会政治の父として多くの国民から尊敬をされており、三重県が誇る政治家であります。

この尾崎弔堂が東京市長時代にアメリカのワシントンに桜の苗木約3000本を送ったことがきっかけで、1948年から全米桜祭りが毎年盛大に開催をされています。

この全米桜祭りを契機に、伊勢市の民間交流団体であります弔風会が中心

となり、全米桜の女王の招聘や、平成10年よりこれまで5代の花みずきの女王を親善大使として選出し、全米桜祭りに参加するなど、日米親善交流を行ってきました。私自身もこの罌風会のメンバーであり、平成18年にはNPO法人罌堂香風を設立し、活動を充実させています。

実は、来年が、尾崎罌堂がワシントンに桜を寄贈してからちょうど100年に当たるということで、ワシントンでは、日米両政府をはじめ民間団体などが一体となって、記念イベントが盛大に開催されると聞いています。

今回上程されました議案第28号平成23年度三重県一般会計補正予算（第9号）の中に、日米桜寄贈100周年事業出展委託に係る契約の債務負担行為がありますが、これは来年4月に開催されます日米桜寄贈100周年事業予算に関連するものであると思いますが、どのような内容を考えているのか、お尋ねいたします。

農水商工部観光局長（長野 守） 議員の御質問にありますとおり、来年4月に開催されます全米桜祭りにつきましては、100周年記念であることから、知事に対して、祭りを運営する主要な団体であります全米桜祭り協会や伊勢市の民間交流団体から訪米の依頼がございました。この桜祭りには全米から多くの人が集まり、注目される記念式典であり、三重県のすばらしさをPRする絶好の機会であることから、伊勢市や伊勢市の民間交流団体等と表敬訪問や観光PRを行う方向で検討しております。

内容につきましては今後さらに具体的に検討することとしておりますが、会場となりますワシントンDCにおいて市庁や日本大使館を表敬訪問するとともに、市内各地で数日間にわたり、伊勢市の民間交流団体による伊勢音頭や、海外でも人気のあります伊賀の忍者パフォーマンスを披露する予定でございます。また、同時に、観光PRブースを出展し、パフォーマンスや観光パンフレットを配布するなど、日本人の心のふるさととも言える三重県の観光のPRを行うことも検討しております。

尾崎行雄氏の出身地としてこれまで日米交流を深めてきた伊勢市や伊勢市の民間交流団体と連携協力し、取り組んでまいります。

〔52番 中川正美議員登壇〕

52番（中川正美） ありがとうございます。

号堂の言葉に、「人生の本舞台は常に将来に在り」というものがあります。これは、75歳になりました号堂が、人は幾つになっても、それまでの人生は序章にすぎず、これからが本舞台なのだという思いに至ったもので、私も副議長時代、この言葉を副議長室に掲げていたほどであります。

この事業を通じまして、100年、1世紀の重みを大切にいたしまして、三重県とアメリカ、ワシントンとのきずながさらに深まることを心から願うものであります。

それでは、次に移らせていただきたいと思います。

県立病院改革の関係からお伺いいたします。

今回、県立病院改革の関係で数多くの議案が上程されましたが、議案第45号地方独立行政法人三重県立総合医療センターへの職員の引継ぎに関する条例案について、余り議論等もされていないようですので、確認の意味も含めてお伺いしたいと思います。

この条例案は、地方独立行政法人法の規定により制定する、一般的に職員引き継ぎ条例と言われるものですが、具体的なイメージがわきにくいものがあります。何よりも、職員の関係でいえば、志摩病院の職員につきましては、移行するためには県を退職する必要があるということで、何度も説明がされています。

今回上程されました補正予算にも志摩病院の退職金は計上されており、議案聴取会でも質問があり答弁をされましたが、総合医療センター職員の退職金については全く計上もされておらず、触れられていません。しかし、総合医療センターの職員についても、特定地方独立行政法人なので公務員の身分ではありますが、法人職員となるため、県職員ではなくなると聞いています。このあたりが大変わかりにくいところであります。

そこで、お伺いします。

総合医療センターの職員の移行には退職金は不要なのか、現在の職員のう

ちどの程度の人数が新たな独立行政法人に移行し、どの程度が県に残るのか、また、他の県立病院等に勤務している職員で、独立行政法人の職員に移行したいという者は何人ぐらいいるのか、そして、それぞれのケースによってどのような手続がとられるのか、条例案の文字面の説明だけではわかりにくいと思いますから、今申し上げた例に沿うような形で御答弁をお願いいたします。

健康福祉部理事（稲垣清文） まず、総合医療センターの職員が法人職員になるに当たって退職金がどうなるかということでございますが、地方独立行政法人法第61条におきまして、設立団体から業務を引き継ぐ移行型の地方独立行政法人、今回のケースでございますけれども、へ継承される職員につきまして、設立団体、三重県ですね、退職時に退職手当の支給を受けていない場合には、法人での退職手当の支給の際に、設立団体の職員としての在職期間を地方独立行政法人の職員としての在職期間とみなすとされておりまして、法人の退職の際に、県職員としての在職期間を通算して退職手当が支払われることとなります。

そこで、職員が引き続き特定地方独立行政法人の職員となった場合に、県職員の在職期間を通算して退職手当を支給できるようにするために、今回、三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案を提案させていただいております。

したがいまして、今般の特定地方独立行政法人への移行に際しましては、退職金を支払わないということで整理をしております。

それから、次でございますけれども、地方独立行政法人三重県立総合医療センターへの職員の移行状況でございますが、職員の意向確認を行いまして、9月30日付で集計を行いました。そうしますと、総合医療センター職員462名中369名が法人へ移行を希望しておりまして、他の県立病院、知事部局からは13名が法人への移行を希望しております。この結果、新たな法人には382名の職員が移行をしていただくこととなります。ちなみに、総合医療センターの職員のうちで、退職予定者を除きまして70名が、引き続き県職員と

しての勤務を希望しているという状況でございます。

最後でございますけれども、法人への職員の引き継ぎに関しまして、地方独立行政法人法第59条によりまして、移行型地方独立行政法人につきましては、法人成立の際に、現に設立団体の内部組織の中で設立団体の条例で定めるものの職員は、別に辞令を発せられない限り、法人成立の日に法人の職員となるとの旨が規定をされております。

このため、今般提案させていただきました地方独立行政法人三重県立総合医療センターへの職員の引継ぎに関する条例案におきまして、設立団体の条例で定める職員の引き継ぎの対象となる県の内部組織というものを、現行の三重県立総合医療センターというふうに定めようとするものでございます。

この条例の整備によりまして、現在の総合医療センターの職員のうち引き続き法人で勤務を希望する職員につきましては、特段の手続を経ずに、4月1日の法人設立をもちまして自動的に、法人に身分が承継されることとなります。

また、他の県立病院や知事部局など、県立総合医療センター以外の所属の職員で地方独立行政法人化後の法人で勤務を希望する職員につきましては、法人設立をもって身分が法人に継承されるように、3月31日付をもちまして総合医療センターのほうへ人事異動発令を行う予定となっております。

さらに、現に総合医療センターの職員で法人への移行を希望しない職員、この方につきましては、法人設立をもって身分が法人に継承されないように、3月31日付で総合医療センター以外のところへ人事異動発令を行う予定をしております。

いずれにいたしましても、職員の承継を含め、法人への業務の移行が円滑に行われますよう、今後とも病院事業庁とともに諸準備に取り組んでまいりたいと思います。

〔52番 中川正美議員登壇〕

52番（中川正美） ありがとうございます。

県立病院改革につきましては長きにわたる議論が行われてまいりました。

医療面からの議論が多く、行政的な細部の議論はされておられません。改革方針の決定以降、独立行政法人化と指定管理者制度導入を進める中で、想定していなかったことが起こり、対応に苦慮されたということも聞いておりますが、いよいよもうあと4カ月であります。県民の皆さん方から県立病院改革をしてよかったと言ってもらえるような、しっかりと気を引き締めてこの改革を推進していただきたい、そのことを要望させていただきたいと思っております。

最後に、議案第52号、三重県土地開発基金条例の一部を改正する条例案についてでありますけれども、議案聴取会でいろいろ話がありましたけれども、このことだけ申し上げたいと思っております。

土地開発基金は三重県版事業仕分けの公開仕分けで不要と判定をされましたが、今般直ちに条例を改正し処分可能とするのはどういう理由からか、お伺いいたします。

また、そもそも土地開発基金は土地の先行取得のために設置されたものであり、その基金を処分し一般財源化することに問題はないのか、重ねてお伺いします。

総務部長（植田 隆） 三重県土地開発基金につきましては本年9月18日開催の公開仕分けにおきまして不要との判定がなされたところでございますことから早急に基金を廃止すべきところでございますが、基金が保有する土地の一般会計への買い戻しでありますとか、土地開発公社への貸付金の回収など、課題はあるものの、これまで県議会におきまして有効活用すべきであるとの御指摘もいただいておりますことや、特に県の厳しい財政状況を踏まえまして、今回、有効活用を図るべく、取り崩しができるよう、条例改正をしようとするものでございます。

土地開発基金につきましては、他の特定目的基金と異なりまして、定額の資金を運用するための基金であることから、地方自治法の第241条第3項によります「当該目的のためでなければこれを処分することができない。」という規定の制約はなく、今回の条例改正によりまして新たに取り崩しの規定を設けることにより、一般財源として活用することが可能とな

ります。

現時点では土地開発基金により新たな土地取得を行う事業計画がないことから、将来的に先行取得の必要が生じた場合には一般会計で対応できるように制度設計をしていきたいと考えております。

〔52番 中川正美議員登壇〕

52番（中川正美） 土地開発基金につきましては、去る11月4日に議会からの三重県行財政改革取組素案に基づく今後の県政運営等に関する申し出の中で、必要な公共用地の先行取得もあるため、事業規模に応じて縮小するよう意見を申し上げたところであります。

今後も、必要な先行取得には的確に対応をしていただきたい、そのことを申し上げて質疑を終了いたします。

ありがとうございました。（拍手）

議長（山本教和） 以上で、議案第28号から議案第76号までにに関する質疑を終了いたします。

議 案 付 託

議長（山本教和） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第28号から議案第76号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本教和） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

政策総務常任委員会

議案番号	件 名
5 0	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案
7 1	三重県立ゆめドームうえのの指定管理者の指定について

防災農水商工常任委員会

議案番号	件 名
7 0	損害賠償の額の決定及び和解について

生活文化環境森林常任委員会

議案番号	件 名
5 5	三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例案
6 9	訴えの提起（和解を含む。）について
7 2	三重県交通安全研修センターの指定管理者の指定について
7 3	みえ県民交流センターの指定管理者の指定について

健康福祉病院常任委員会

議案番号	件 名
4 4	地方独立行政法人三重県立総合医療センターに係る重要な財産を定める条例案
4 5	地方独立行政法人三重県立総合医療センターへの職員の引継ぎに関する条例案
4 6	地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立に伴う関係条例の整備に関する条例案

7 4	三重県聴覚障害者支援センターの指定管理者の指定について
7 5	地方独立行政法人三重県立総合医療センターに承継させる権利について
7 6	地方独立行政法人三重県立総合医療センター定款の一部変更について

県土整備企業常任委員会

議案番号	件 名
6 4	工事請負契約について（一般県道鳥羽阿児線（的矢湾大橋）橋梁耐震対策工事）
6 5	工事請負契約について（宮川流域下水道（宮川処理区）宮川浄化センター1系5・6池水処理施設（土木）建設工事）
6 6	工事請負契約の変更について（一般地方道四日市鈴鹿線（鈴鹿橋）橋梁整備（橋梁上部工）工事）
6 7	工事請負契約の変更について（北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センター 系水処理・送風機（機械）設備工事）
6 8	工事請負契約の変更について（宮川流域下水道（宮川処理区）宮川幹線（第9工区）管渠工事）

教育警察常任委員会

議案番号	件 名
5 9	三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例案

予算決算常任委員会

議案番号	件 名
2 8	平成23年度三重県一般会計補正予算（第9号）

29	平成23年度三重県債管理特別会計補正予算(第1号)
30	平成23年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)
31	平成23年度三重県立小児心療センターあすなる学園事業特別会計補正予算(第2号)
32	平成23年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算(第1号)
33	平成23年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)
34	平成23年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)
35	平成23年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算(第1号)
36	平成23年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)
37	平成23年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算(第3号)
38	平成23年度三重県公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)
39	平成23年度三重県水道事業会計補正予算(第3号)
40	平成23年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第3号)
41	平成23年度三重県電気事業会計補正予算(第4号)
42	平成23年度三重県病院事業会計補正予算(第2号)
43	三重県職員の退職手当の額の特例に関する条例案
47	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
48	現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案

4 9	三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案
5 1	三重県森林整備地域活動支援事業基金条例の一部を改正する条例案
5 2	三重県土地開発基金条例の一部を改正する条例案
5 3	三重県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例案
5 4	三重県医師修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例案
5 6	公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
5 7	県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
5 8	公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案
6 0	企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
6 1	三重県病院事業庁助産師及び看護師修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例案
6 2	病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
6 3	当せん金付証券の発売について

先議議案の審査期限

議長（山本教和） この際、お諮りいたします。議案第47号、議案第48号、議案第56号及び議案第57号は先議いたしたいので、会議規則第36条第1項の規定により、本日中に審査を終えるよう、期限をつけることといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本教和） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これをもって、本日の日程は終了いたしました。

明29日は、定刻より県政に対する質問を行います。

散 会
議長（山本教和） 本日はこれをもって散会いたします。
午前10時33分散会